

# 公益財団法人川崎市国際交流協会 民間交流団体国際交流事業補助金交付実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人川崎市国際交流協会民間交流団体国際交流事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 要綱第3条の規定により補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市民の国際理解の高揚及び国際友好親善に資する役割が顕著な文化・スポーツ等の国際交流事業または多文化共生推進事業であり、かつ市民活動団体が実施するものとする。

2 補助対象事業は交付決定を受けた当該年度内に終了しなければならない。

3 前項の各補助対象事業の経費には、団体の運営費を含めないものとする。

(補助金の額)

第3条 要綱第4条に規定する国際交流事業補助金の額は、次の各号に定める額の範囲内において公益財団法人川崎市国際交流協会会長（以下「会長」という。）が決定する額とする。

(1) 国際交流事業については、助成対象経費の合計額の50%以内で10万円以下の額とする。

(2) 多文化共生推進事業については、助成対象経費の合計額の80%以内で10万円以下の額とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は次のとおりとする。

(1) 講師や通訳に対する諸謝金

※団体の構成員への支払いは対象外

(2) 消耗品費（事業の実施に必要な事務用品及び材料など）

(3) 通信運搬費（切手代や郵送料など）

(4) 印刷製本費（チラシやポスター等の作成など）

※団体事務所の複写機による印刷費は対象外

(5) 交通費（実費）（海外渡航費は対象外）

(6) 使用料（会場使用料、設備・機材の使用料など）

(7) 保険料（傷害保険料）

(8) その他（上記以外の経費が必要となる場合は、事前に相談のこと

※食費は対象外

(審査委員会)

第5条 要綱第7条に定める審査委員会委員は、会長が理事会より1名、評議員会より3名をそれぞれ任命する。

2 審査委員会に審査委員長を置き、会長がその任に当たる。

3 審査委員会は、申請内容を審査し補助する金額等を会長に報告するものとする。

4 審査委員会はその都度会長が招集する。

(審査基準)

第6条 審査委員会では、申請された事業について、次の審査基準に基づいて実施する。

(1) 事業の公益性・必要性

- ・ニーズや課題を具体的に把握し、それにこたえるような事業であるか
- ・広く市民にとって利用や参加の機会が開かれているか

(2) 事業の独自性

- ・事業内容に創意工夫がみられるか

(3) 事業の効果

- ・本事業の目的に合致し、成果が具体的に示されているか
- ・地域の国際交流や多文化共生の推進に向け波及効果が高いと認められるか

(4) 事業の実現性

- ・実施体制、予算、スケジュール等が妥当で、実現可能なものであるか

(計画変更の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業について次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく別紙第6号様式により事業計画変更申請書に要綱第5条各号に掲げる書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 予算を変更しようとするとき。

(2) 内容を変更しようとするとき。

(3) 中止又は廃止しようとするとき。

2 前項において、軽微な変更については協議のうえ報告するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成2年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月5日から施行する。